

保護者様

大阪市立上町中学校
校長 松井信次
PTA会長 浅井敏春

令和5年度 学校徴収金等の納入について

新緑の候、保護者の皆様にはますます健勝のことと存じます。
今年度の学校徴収金等について、下記のとおり5月～10月の間に6回に分けて納入くださいますようお願いいたします。

記

1 納入方法 下記の一覧表をご確認ください。

学年別・月別 徴収金額一覧表

(単位 円)

1年	科目	5月	6月	7月	8月	9月	10月	合計
	生徒費	7,500	7,000	0	0	0	0	14,500
	積立金	0	0	8,000	8,000	8,000	8,000	32,000
	PTA会費	100×2×口数	100×2×口数	100×2×口数	100×2×口数	100×2×口数	100×2×口数	

2年	科目	5月	6月	7月	8月	9月	10月	合計
	生徒費	6,000	5,500	0	0	0	0	11,500
	積立金	0	0	7,000	7,000	6,000	6,000	26,000
	PTA会費	100×2×口数	100×2×口数	100×2×口数	100×2×口数	100×2×口数	100×2×口数	

3年	科目	5月	6月	7月	8月	9月	10月	合計
	生徒費	7,500	7,000	0	0	0	0	14,500
	PTA会費	100×2×口数	100×2×口数	100×2×口数	100×2×口数	100×2×口数	100×2×口数	

就学援助を認定・申請されている方へ

※就学援助早期1認定者は生徒費の徴収はありません。

※保護者負担軽減の観点より、5月9日までに就学援助申請があった世帯については就学援助の認否結果が出る月まで生徒費の徴収を猶予いたします。猶予後の取扱につきましては、認否結果通知後に改めてお知らせいたします。

※5月9日以降に就学援助申請のあった世帯についての生徒費の猶予の取り扱いについては、受領書に記載いたします。

※上記徴収猶予について、生活保護を受給されている方は就学援助費の生徒費支給対象外のため、猶予対象外いたします。

※積立金・PTA会費は猶予できません。上記のとおりの徴収となります。

2 銀行振替日 **毎月26日(26日が銀行の休業日の場合は翌営業日)です。**

銀行振替日の前日までに、学校へお届けの口座にご入金ください。

振替手数料が68円かかりますので、毎月の徴収金額に加えてご入金ください。

銀行振替日

5月	6月	7月	8月	9月	10月
26日(金)	26日(月)	26日(水)	28日(月)	26日(火)	26日(木)

3 現金納入日 「納入通知書」を配付しますので、納入日に事務室へ現金で納入してください。

現金納入日

5月	6月	7月	8月	9月	10月
26日(金)	26日(月)	26日(水)	28日(月)	26日(火)	26日(木)

4 PTA会費について 1年間(12ヶ月)分の合計額を6回に分けて徴収します。